

「市民公益活動団体情報」作成要領

1. 「市民公益活動団体情報」とは

市民公益活動の推進環境を整備するため、豊中市(以下「市」という。)が、市民公益活動を行う団体からの申込みに基づいて情報を収集し、冊子及び市ホームページで閲覧できるように加工した情報ファイル。

冊子…コミュニティ政策課と市民活動情報サロンに設置。

市ホームページアドレス <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

市民公益活動…自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、営利、宗教布教、政治活動のいずれかに該当するものを除く。
(豊中市市民公益活動推進条例第2条第1号)

「市民活動団体ジュニア情報」とは

これから市民公益活動を実施していくために市民公益活動を実施する団体を立ち上げようとする個人、もしくは団体、またコミュニティビジネス・ソーシャルビジネス(地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、その活動の利益を地域に還元することを目的とする事業)を実施しようとする個人もしくは団体からの申込みに基づいて情報を収集し、冊子及び市ホームページで閲覧できるように加工した情報ファイル。

2. 作成目的

豊中市市民公益活動推進条例(平成15年豊中市条例第56号。以下「条例」という。)第3条の基本理念に基づき、市民公益活動が推進される環境整備の一環として、次の目的で作成する。

- ①市内で活動する市民公益活動団体及び市民公益活動団体の設立をめざす個人に対し、情報発信の機会を広く提供する。
- ②市民公益活動に関心がある人に対し、市内で活動する市民公益活動団体の情報を簡易に収集できる機会を提供する。
- ③「市民公益活動団体情報」又は「市民活動団体ジュニア情報」に掲載した団体又は個人(以下「掲載団体等」という。)に対し、市から市民公益活動推進に関する情報を提供する。

市が掲載団体等の公益性・専門性等を保証するものではない。

例えば、団体の紹介資料等に「市から公益性を保証された団体です」「市民公益活動団体として市に登録した団体です」などと記載することはできない。

3. 「市民公益活動団体情報」又は「市民活動団体ジュニア情報」に掲載する情報

掲載申込書(様式1・様式6)に記載された内容。

4. 掲載期間

掲載日から、9の(1)に定める定期更新の日まで(継続掲載可)。

5. 掲載の要件

- (1)次の要件をすべて満たす団体(市民活動団体ジュニア情報の場合は個人を含む)であること。

① 市民公益活動を主目的とすること。

「市民公益活動」とは、条例第2条第1号に定めるものをいう。

※豊中市市民公益活動推進条例第2条第1号

(1)「市民公益活動」 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の推進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

② 行政が当該団体の事務局に参加していないこと。

③ 市内に事務所があること、又は市外に事務所があっても、市内で市民公益活動を行っているか、これから市内で市民公益活動を行おうとしていること。（市民活動団体ジュニア情報の場合は、市内で市民公益活動を行っているか、これから行おうとしていること。）

④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にならないこと。

⑤ 当該団体又は個人の活動の目的又は内容が、専ら市政運営、市の施策、訴訟における市の主張等を支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

(2)(1)の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、掲載しないことができる。

6. 掲載団体等に提供する市のサービス

掲載団体等は、市民活動情報サロンで下記のサービスを利用することができる。

希望する掲載団体等は申込みを行い、それぞれの利用条件に沿って活動するものとする。

交流スペース	市民公益活動に関する打合せや作業等のためのスペースの利用。事務用品の利用。 <申込み>随時。
ミーティングスペース	少人数での打ち合せ等ができるスペースの利用。 <申込み>随時。2か月前から利用予約を受付。
シェアデスク	事務作業ができるスペースの利用。パソコン、プリンタの使用。 <申込み>随時。1か月前から利用予約を受付。

メールボックス(連絡箱)及びロッカー	市民活動情報サロンに設置されたメールボックス及びロッカー(市民活動団体ジュニア情報に掲載する個人及び団体は除く)の利用。 <申込み>年1回公募。メールボックスのうち、20 団体まで(市民活動団体ジュニア情報に掲載する個人及び団体は4 枠まで)。ロッカーは12団体まで。他の公共施設に団体ロッカーを持たない団体を優先。
ショーウインドー展示	市民活動情報サロンのショーウインドーでの情報発信。 <申込み>年2 回公募。利用回数が少ない団体を優先。
市民活動ステーション事業	市民活動情報サロンで団体が主催する講座や相談などの事業の実施。 ①ステップアップ事業:月1回、最大連続6か月間 ②スポットPR事業:随時(ステップアップ事業と調整。) <申込み>①年2 回公募。利用回数が少ない団体を優先。 ②随時(ステップアップ事業と調整。)

7. 掲載申込みの受付

掲載申込みの受付は、コミュニティ政策課又は市民活動情報サロンにおいて行う。

<必要書類>

「市民公益活動団体情報」①～③は必須

① 掲載申込書 【様式1「市民公益活動団体情報」掲載申込書】

② 定款又は会則等

※必要な記載事項：目的、名称、活動内容、事務所又は活動の拠点の場所、役員・会員に関する事項、会計に関する事項、運営に関する事項

③ 役員名簿

※必要な記載事項：役職名、名前、住所

④ 日ごろの活動内容がわかるもの(会報、総会の議案書、新聞記事、活動の写真など)

「市民活動団体ジュニア情報」①、②は必須 あれば③～⑤も

① 掲載申込書 【様式6「市民活動団体ジュニア情報」掲載申込書】

② 持参書類 本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、学生証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等)

③ 会則等

④ 役員名簿

※必要な記載事項：役職名、名前、住所

⑤ 日ごろの活動内容がわかるもの(会報、総会の議案書、新聞記事、活動の写真など)

8. 掲載の承認

市は、申込書類に基づいて当該団体又は個人が掲載要件を満たしているかを審査し、掲載の可否を決定する。

審査結果は書面で通知する。

【様式4-1・4-2・7-1・7-2】

9. 掲載情報の更新

(1) 定期更新

市は、年1回、掲載内容の更新を行う。

市から掲載団体等に対し、更新手続きの案内とその時点の掲載情報を送付し、掲載団体等が朱書き訂正して返送するものとする。

(2) 個別の更新

① 掲載団体等は、掲載内容に変更があった場合は、速やかに「様式2」「様式8」により、市に通知するものとする。市は、その日からおおむね2週間以内に審査し、変更の可否を掲載団体等に書面で通知する。

【様式2 「市民公益活動団体情報」変更申込書】【様式8 「市民活動団体ジュニア情報」変更申込書】

【様式5-1・5-2 豊中市市民公益活動団体情報の内容変更について】

【様式10-1・10-2 豊中市市民活動団体ジュニア情報の内容変更について】

② 掲載団体等は、掲載した情報を削除する場合は、「様式3」「様式9」により、市に通知するものとする。

【様式3 「市民公益活動団体情報」削除依頼書】【様式9 「市民活動団体ジュニア情報」削除依頼書】

10. 掲載情報の削除

次のいずれかに該当する場合、市は、当該掲載団体等の掲載情報を削除する。

① 掲載団体等から、9の(2)②により、削除依頼書(様式3・様式9)が提出された場合。

② 9の(1)に定める定期更新の作業期間に、掲載団体等から返送がない場合。

③ 掲載団体等が、5の(1)の要件を満たしていないと認められる場合。

④ 掲載団体等が、「市民公益活動団体情報」「市民活動団体ジュニア情報」に掲載されたことを、2に定める目的とは異なる目的に利用したことが明らかな場合。

⑤ 申込書類に虚偽の記載があった場合。

⑥ ①～⑤のほか、市長が特に必要があると認める場合。

11. 実施

この要領は、平成23年(2011年)2月1日から実施する。

・平成23年(2011年)4月1日一部改正。

・平成24年(2012年)1月1日一部改正。

・平成26年(2014年)4月1日一部改正。

・平成27年(2015年)1月1日一部改正。

・平成27年(2015年)4月1日一部改正。

・平成28年(2016年)4月1日一部改正。

・平成29年(2017年)10月1日一部改正。